

品川区立施設子ども使用料免除カード交付要綱

制定 令和8年3月31日区長決定
要綱第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立公園条例施行規則（昭和40年品川区規則第26号）第12条第2項、品川区立健康センター条例施行規則（平成11年品川区規則第9号）第5条第2項、品川区立文化センター条例施行規則（平成21年品川区規則第22号）第7条第2項および品川区立品川歴史館条例施行規則（平成21年品川区規則第23号）第3条第2項に規定する区長が定める書類を品川区立施設子ども使用料免除カード（以下「カード」という。）とし、当該カードの交付について必要な事項を定めるものとする。

(記載事項)

第2条 カードの記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) カードの有効期限

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づくカードの交付を受けることができる者は、区内に在住し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

(交付の申し出等)

第4条 カードの交付を受けようとする者またはその保護者は、品川区電子申請システムを通じて区に申し出るものとする。

- 2 区は、前項の規定による申し出があった場合は、当該申し出に係る対象者の年齢および住所を確認した上、適当と認めるときは、当該対象者に対しカードを交付することができる。
- 3 前項の規定による交付は、郵送により行う。

(使用施設)

第5条 カードを提示して使用することができる施設（以下「使用施設」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 使用施設の使用は、個人で使用する場合に限る。

(有効期限)

第6条 カードの有効期限は、カードの交付を受けた者が18歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

(記載事項の変更等)

第7条 カードの交付を受けた者は、当該カードの記載事項に変更を生じたときは、速やかにカードを返還し、新たなカードの交付を受けなければならない。

2 カードの交付を受けた者は、カードを譲渡し、または貸与してはならない。

3 カードの交付を受けた者は、カードを紛失したときは、速やかに申し出、カードの再交付を受けなければならない。

4 カードの交付を受けた者は、カードを汚損し、または破損したときは、当該汚損し、または破損したカードを返還し、新たなカードの交付を申し出ることができる。

5 カードの交付を受けた者は、転出等により第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかにカードを返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、カードの交付について必要な事項は、文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この要綱に基づくカードの交付の手続については、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

番号	使用施設	所在地
1	東品川公園弓道場	品川区東品川三丁目14番9号
2	しながわ区民公園屋外水泳場	品川区勝島三丁目2番2号
3	八潮北公園スケートボード場	品川区八潮一丁目3番1号
4	しながわ中央公園ボルダリング場	品川区西品川一丁目27番・28番
5	品川健康センター（フリー利用）	品川区北品川三丁目11番22号
6	荏原健康センター（フリー利用）	品川区西五反田六丁目6番20号
7	五反田文化センタープラネタリウム	品川区西五反田六丁目5番1号
8	荏原文化センター温水プール	品川区中延一丁目9番15号
9	品川歴史館	品川区大井六丁目11番1号
10	総合体育館（フリー利用）	品川区東五反田二丁目11番2号
11	戸越体育館（フリー利用）	品川区豊町二丁目1番17号